

飯野勝己, 『言語行為と発話解釈
コミュニケーションの哲学に向けて』 (勁草書房, 2007, xii+312 頁)

三木那由他

本書は、言語行為(主に発話内行為)が生成されるプロセスの解明に向けられている。全体は三部から成る。第一部では、オースティン、サールによる言語行為論の不備が指摘される。そして彼らの説に反し、発話内行為を引き起こす原動力は話者の意図にあると主張される。第二部では、グライスの意味の分析が振り返られる。そのうえで、グライスの言う「話者の意図」が、発話内行為を引き起こす意図と重なり合うものであるということが示される。第三部では、「話者の意図」を聞き手が推測していくプロセスが、さまざまな言語行為を生じさせるさまが、具体例を挙げつつ解説される。

飯野の説をまとめるなら、こうなるだろう。発話の背後には話者の意図がある。聞き手による話者の意図の推測にはさまざまなレベルでのフィルタリングが関わり、どのようなフィルターを通り抜けてきたかによって、発話が持つ発話内行為はダイナミックに変わってくる。この説の新しさを理解するには、飯野によるオースティン、サールの批判を見るのがよい。

オースティン、サールは発話内行為における慣習の役割を強調する。だが飯野

によると、この考えは「言語行為論の三つのドグマ」に基づいている。そしてその三つのドグマは、いずれも正当性に欠けていると飯野は言う。三つのドグマとは、具体的には「一発話主義のドグマ」、「慣習主義のドグマ」、「発話内の力のドグマ」と呼ばれる。このそれぞれについて、飯野の批判を見ていこう。

「一発話主義」とは、発話内行為が一つの文の発話に宿するという考え方を指す。これを想定することによってはじめて、一つの文の発話でなされる言語行為をその文の意味の関数と見なす、サール流の見解が可能になる。

しかし飯野によれば、この「一発話主義」は正当性のないドグマにすぎない。なぜなら、一つの発話内行為が複数の文の発話によってなされることは常に可能だからだ。典型的には命名を考えてみればよい。オースティンやサールは、「この船をエリザベス二世号と命名する」といった一文の発話の事例をもっぱら取り上げる。だがまったく同じ発話内行為が、「命名する。この船はエリザベス二世号だ」のような複数文の発話によってもなされるはずだ。この事情を一般化して、飯野は発話内行為は一発話ではなく、一連の発話のシークエンス(会話シークエンス)に宿ると主張する。この見方を採った方が、上のような事例を整合的に扱うことができる、というのが飯野の言い分だ。

続いて、「慣習主義」とは、発話内行為の決定原理を慣習に求める、オースティ

ン、サールの立場を指す。オースティンは、発語内行為の成立がそれに先立つ明示的な社会的慣習への一致に基づくと考えていた。例えば、遺言状における「私はこの腕時計を弟に遺贈する」が遺言として機能するのは、その発話が遺言を律する慣習に従い、適切な人物によって発話された場合に限られる。こうした明示的な慣習が存在する事例を、オースティンは言語行為の典型例と捉え、明示的な慣習が見受けられない事例を派生的なものとしていた。だが飯野によれば、これは明確な根拠なしの方法論上の決定にすぎず、むしろ逆の道を行くことも可能なものだ。つまり、明示的な慣習が存在しない事例を中心に据え、その派生として遺言のような例を扱うこともできる。

最後に、「発語内の力のドグマ」だ。飯野によると、オースティンの言う「発語内の力」には、二つの概念がはっきりと区別されないままに含みこまれている。発話を成り立たせる力と、成立した発話が発揮する力だ。そしてオースティンは、後者の意味での発語内の力の分類が行為遂行動詞の分類に一致することを理由に、前者の意味での発語内の力が行為遂行動詞のリストアップによって分類されうるとしている。例えば、行為遂行動詞には「主張する」、「要求する」などがある。これらの動詞の分類が発話の発揮する力の分類に対応するということは飯野も認める。だがそれは発話を成り立たせる力の分類とはならない。オースティンは、こ

の二種類の発語内の力を混同し、結果的に発話を成り立たせる力が行為遂行動詞と対応した仕方で分類されうるとしている。だがこの二種類の発語内の力は本来別の概念であり、こうした混同は許されない。そう飯野は主張する。

以上が「言語行為論の三つのドグマ」だ。これらを批判する飯野の眼目は、言語行為論において慣習に与えられてきた過大な重要性を切り捨てるということにある。三つのドグマは手と手を取り合って、言語行為論における慣習の重要性を高める。まず「一発話主義」によって、各文の発話が持つ発語内行為を、それぞれの文の意味に対応付けることが可能になる。そして「慣習主義」によって、そうした各々の発語内行為にはそれと対応する明示的な慣習が存在すると主張され、最後に「発語内の力のドグマ」によって、そうした明示的な慣習は遂行動詞をリストアップすることで分類することができる。これにより、文に関与する遂行動詞の種類という極めて表面的なものによって発語内行為を考えるという発想が可能になる。この発想を支える三つの前提を一つずつ切り崩すこと、これが飯野の試みたことだ。そうして、言語行為論における慣習の重要性、及び慣習を捉える上での遂行動詞の重要性は退けられ、慣習との対応を逃れたよりダイナミックな言語行為論の可能性が開かれる。

さて、先の批判を行なったうえで、飯野は「話者の意図」という概念を持ち出す。

結局のところ発語内行為の分類は、それをもたらず発話において話者がどのような意図を明示しているのかという点に頼るしかない。そう飯野は考える。

そしてこの「話者の意図」との関連で飯野は、グライスの理論を援用する。グライスは意味するという行為を一定の意図を持って発話することだと捉えた。飯野はこうしたグライスの見解を分析し、グライスが提示する膨大な数の意図は結局のところ二種類に分類されると論じる。「執行的意図」と「コミュニケーション意図」だ。前者は発話によって聞き手に一定の反応をもたせようという内容の意図であり、後者はそうした反応をいかに生じさせるかに関わる意図だとされる。飯野によれば、発語内行為に関わってくるのは「執行的意図」の方だ。

このように飯野は、発話における話者の「執行的意図」を発語内行為の構成原理と見据えたうえで、それがどのように多様な発語内行為をもたらずのかを探る。そうして提示される見解が、フィルタリング式の発話解釈に基づく言語行為論だ。

飯野によれば、聞き手は常にいくつかの二者択一的フィルタリングによって、発話を分類する。まず、各発話は命題内容を持ち、そしてそれは聞き手が実現可能な事態であるか否かのどちらかだ。例えば前者の場合を考えよう。するとその発話は聞き手に行動を引き起こすよう意図されたものとされる。さらにその内容が話し手にとって望ましいものであったなら、

要請タイプの発話とされ、それが強調を伴っているなら懇願となる。つまり、解釈の過程でフィルターを通すごとに、発話のもたらず発語内行為がより具体的に定まっていくという枠組みを、飯野は採るのだ。

このようにすることで、「執行的意図」という一つの原理を用いて発語内行為が体系的に説明される。また、飯野の図式は、ある文の発話が文脈ごとに異なる発語内行為を引き起こすといった事態も説明する。というのも、同じ文の発話が別様にフィルタリングされ、結果的に異なる発語内行為をもたらずという可能性が認められているからだ。

飯野の説の長所は二つにまとめられる。第一に、さまざまな言語行為を「話者の意図」という統一的な概念から説明できるということだ。そして第二に、同じ文の発語内行為が文脈ごとに変わるというダイナミックな性質を、発話解釈プロセスの動きによって説明できるということだ。こうした点を見るなら、飯野の説は語用論的観点からの言語行為論としては、きわめてよく整理されたものだと言える。

とはいえ、飯野の説には不十分さが残る。一言でまとめると、語用論的すぎるのだ。われわれにはもっと意味論的な探求も可能だろう。またその語用論的傾向ゆえに、飯野の説では説明できない言語現象も存在している。

例えば飯野は「行動タイプと命令文はたしかに強いつながりをもつものの、言

語形式としての命令文はけっしてじかに行動タイプの言語行為と結びついているわけではなく、むしろ『望ましい事態の提示』という機能を通してそうなっている」(p. 242)と言っている。飯野はこれを、聞き手による発話解釈を基礎に置いた言語行為論を正当化する根拠の一つとしているようだが、これによって「行動タイプ」と「命令文」との「強いつながり」は実質的に無視されることになる。確かに飯野の言う通り、命令文が聞き手の行動を引き起こそうという意図と別に用いられることはある。だが直感的には、それでもなおふつう命令文は聞き手の行動を引き起こそうという意図とともに発話されるというように思われるはずだ。各文に発話内行為を一対一対応させるサル流の考えには間違いなく無理がある。それでも、言語形式と発話内行為を無関係とするのもまた逆の極端に向かっているのではないか。むしろ各文には標準的に対応する発話内行為があるのだが、それは語用論的に取り消し可能なものとして、いわばデフォルトの発話内行為として文に対応していると考えの方が、自然ではないだろうか。

われわれの直感を本当に満足する言語行為論は、各文とそのデフォルト発話内行為との関係を扱う意味論的領域と、そうしたそれぞれの文が実際の発話で果たす役割を扱う語用論的領域とを合わせ持つものなのだと思う。飯野はこうした可能性に決して言及しないが、少なく

ともこれは考慮するに足る可能性だ。

実際、飯野の説では説明しきれないある種の言語現象が存在する。飯野によれば、例えば疑問文はいずれも「命題内容を真偽不明のものとして提示する」(p. 243)のみであり、その発話における多様な発話内行為は、発話解釈プロセスから生まれてくる。だが、同じ疑問文でも明らかに振る舞いの異なるものがある。例えば「Will you pass me the salt, please?」は自然だが、これに対し「Are you from Japan, please?」などは不自然だ。そして「please」は基本的に命令文につくものとされている。それゆえ、同じ疑問文でも、言語形式のレベルですでに命令や依頼と結びついているものと、そうでないものがある。これは語用論的観点だけでは処理できない現象だろう。

以上のことから、われわれが飯野の説から汲み取るべきことは、言語行為論において言語形式の研究が無駄であるということではなく、むしろ形式的な探求と飯野の提示するような語用論的な理論を、互いに調和させつつ取り入れることが可能ではないかということだ。飯野の説は言語行為に対し、優れた語用論的説明を与える。われわれはこれをそのみで完結した理論として見るのではなく、意味論的な言語行為論と相補いものと考えることができるのではないか。そのようにしてようやく、体系的な言語行為論への道が開かれてくるだろう。